

## 国民健康保険運営協議会

運営規程（案）及び傍聴要領（案）

## 国民健康保険運営協議会運営規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、国民健康保険運営協議会規則（平成29年兵庫県規則第8号）第8条の規定により、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

第2条 会議は原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、議事を非公開とすることができる。

- (1) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第6条各号に該当すると認められる情報を含む事項について審議等を行う場合
- (2) 議事を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議の傍聴に関して必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録）

第3条 会議を開いたときは、次の事項を記載した会議録を調整し、会長の指名した出席委員2名がこれに署名するものとする。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席した委員の氏名
- (3) 審議の概要
- (4) その他必要な事項

2 会議録は公開する。なお、公開にあたっては、次に掲げる事項は非公開とする。

- (1) 発言した委員の氏名
- (2) 前号に掲げる者の氏名が識別され得ると認められる事項
- (3) 前条第1項ただし書きに該当する事項
- (4) その他公開することにより、公正又は円滑な議事運営が著しく損なわれると認められる事項

（代理出席）

第4条 団体を代表する委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長等の承認を得て、当該団体に所属する者を代理人として出席させることができる。この場合において、団体を代表する委員は、会議が開かれる前に委任状を会長等に提出しなければならない。

2 前項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人の行為を委員の行為とみなす。

3 前2項の規定により、代理人が会議に出席する場合は、代理人に対して、委員と同額の謝金を支給する。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、健康福祉部社会福祉局医療保険課において処理する。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成29年 月 日から施行する。

## 国民健康保険運営協議会傍聴要領（案）

### （趣旨）

第1条 この要領は、国民健康保険運営協議会運営規程第2条第2項に基づき、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）が行う会議の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

### （傍聴人）

第2条 傍聴人とは、協議会等の許可を得て、会議を傍聴する者をいう。

### （会議の開催の公表）

第3条 会議の開催は、事前にインターネット等により公表するものとする。公表後に変更が生じた場合も同様とする。

- 2 公表する内容は、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、傍聴の可否、傍聴人の定員、傍聴手続き、その他必要な事項とする。

### （会議非公開の決定）

第4条 国民健康保険運営協議会運営規程第2条第1項ただし書きによる議事の非公開については、会議において決するものとする。

### （傍聴人の定員等）

第5条 傍聴人の定員は別に会長が定めることとし、会場に傍聴席を設けるものとする。

### （傍聴の申出等）

第6条 傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の10分前までに、受付に申し出の上、傍聴申出書（様式第1号）に所要事項を記入しなければならない。

- 2 傍聴の受け付けは先着順で行い、定員になり次第受け付けを終了する。
- 3 傍聴人は事務局職員の指示に従い、会議室に入室すること。

### （傍聴証の着用）

第7条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴証（様式第2号）の交付を受け、これを着用しなければならない。

### （傍聴証の通用期限）

第8条 傍聴証は、交付当日に限り通用する。

### （傍聴席）

第9条 傍聴席は、会長がこれを指定する。

### （傍聴できない者）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議室に入室することができない。

- (1) 棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕の類を携帯している者
- (3) はち巻、たすき、ゼッケン、ヘルメット類を着用し、又は携帯している者

- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者  
(第11条第4号ただし書の規定により、協議会の許可を得た者を除く。)
  - (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
  - (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
  - (7) 酒気を帯びていると認められる者
  - (8) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 会長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、事務局職員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。
  - 3 会長は、前項の規定により質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入室を禁止することができる。

(傍聴人が守るべき事項)

第11条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、会議における発言に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) はち巻きをするなど、示威的行為をしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 会議室において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、写真撮影等許可願(様式第3号)により申し出、会長が認めた場合はこの限りでない。
- (5) 会議室において、携帯電話、無線機等を使用しないこと。
- (6) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (7) その他、会議の支障となる行為をしないこと。

(会議の秩序の維持)

第12条 傍聴人は、会議を傍聴するにあたり、会長又は事務局職員の指示に従わなければならない。

- 2 傍聴人がこの要領の規定に違反したときは、会長は、退室を命じることができる。

(傍聴人の退室)

第13条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合は速やかに退室しなければならない。

- (1) 協議会により議事が非公開と決せられたとき
  - (2) 前条第2項の規定により退室を命じられたとき
- 2 前条第2項の規定により退室を命じられた者は、当日再び傍聴することはできない。

(報道関係者の取扱い)

第14条 報道関係者は、第5条から第7条までの規定にかかわらず、公開の会議を傍聴することができる。

- 2 第9条から前条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

附則

この要領は、平成29年 月 日から施行する。

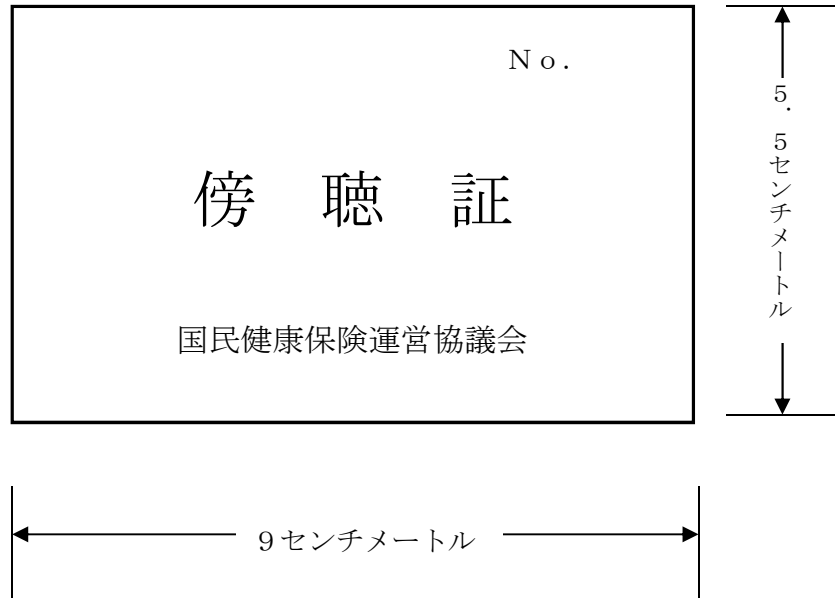
(様式第1号)

## 傍聴申出書

平成 年 月 日開催  
国民健康保険運営協議会

番号	住所又は会社名	氏名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

(様式第2号)



(様式第3号)

## 写真撮影等許可願

撮影等年月日	平成 年 月 日
撮影等の目的	
撮影者等の 住所・氏名	(住所) (氏名)
フラッシュ 使用の有無	
備考	

上記のとおり許可願います。

平成 年 月 日

国民健康保険運営協議会

会長 様

申込者





## 改正国民健康保険法（抄）

(H27. 5. 29 公布、H30. 4. 1 施行)

（国民健康保険事業の運営に関する協議会）

**第十一条** 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。）を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

- 2 国民健康保険事業の運営に関する事項（この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。）を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。
- 3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項（第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限る、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。）を審議することができる。
- 4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

（国民健康保険事業費納付金の徴収及び納付義務）

**第七十五条の七** 都道府県は、当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険保険給付費等交付金の交付に要する費用その他の国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、政令で定めるところにより、条例で、年度（毎年四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）ごとに、当該都道府県内の市町村から、国民健康保険事業費納付金を徴収するものとする。

- 2 市町村は、前項の国民健康保険事業費納付金を納付しなければならない。

（都道府県国民健康保険運営方針）

**第八十二条の二** 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
  - 二 当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項

- 三 当該都道府県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- 四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項
- 3 都道府県国民健康保険運営方針においては、前項に規定する事項のほか、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 医療に要する費用の適正化の取組に関する事項
  - 二 当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項
  - 三 保健医療サービス及び福祉サービスに関する施策その他の関連施策との連携に関する事項
  - 四 前項各号（第一号を除く。）及び前三号に掲げる事項の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項
- 4 都道府県は、当該都道府県内の市町村のうち、当該市町村における医療に要する費用の額が厚生労働省令で定めるところにより被保険者の数及び年齢階層別の分布状況その他の事情を勘案してもなお著しく多額であると認められるものがある場合には、その定める都道府県国民健康保険運営方針において、前項第一号に掲げる事項として医療に要する費用の適正化その他の必要な措置を定めるよう努めるものとする。
- 5 都道府県国民健康保険運営方針は、高齢者の医療の確保に関する法律第九条第一項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性の確保が図られたものでなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県内の市町村の意見を聴かななければならない。
- 7 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。
- 8 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。
- 9 都道府県は、都道府県国民健康保険運営方針の作成及び都道府県国民健康保険運営方針に定める施策の実施に関して必要があると認めるときは、国民健康保険団体連合会その他の関係者に対して必要な協力を求めることができる。

# 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の 一部を改正する法律（抄）【施行期日・経過措置】

## 附 則

### （施行期日）

**第一条** この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定、第五条中健康保険法第九十条第二項及び第九十五条第六号の改正規定、同法第百五十三条第一項の改正規定、同法附則第四条の四の改正規定、同法附則第五条の改正規定、同法附則第五条の二の改正規定、同法附則第五条の三の改正規定並びに同条の次に四条を加える改正規定、第七条中船員保険法第七十条第四項の改正規定及び同法第八十五条第二項第三号の改正規定、第八条の規定並びに第十二条中社会保険診療報酬支払基金法第十五条第二項の改正規定並びに次条第一項並びに附則第六条から第九条まで、第十五条、第十八条、第二十六条、第五十九条、第六十二条及び第六十七条から第六十九条までの規定 公布の日

（略）

### （国民健康保険法の一部改正に伴う経過措置）

（略）

**第七条** 都道府県は、施行日の前日までに、平成三十年改正後国保法第八十二条の二（第八項を除く。）の規定の例により、同条第一項に規定する都道府県国民健康保険運営方針を定めるものとする。

**第八条** 都道府県は、施行日の前日までに、平成三十年改正後国保法第八十二条の三の規定の例により、平成三十年度の同条第三項に規定する標準保険料率を算定するものとする。

**第九条** 附則第五条から前条までに規定するもののほか、平成三十年改正後国保法の施行のために必要な条例の制定又は改正その他の行為は、施行日前においても行うことができる。

**改正国民健康保険法施行令案（抄）**  
(H29. 4～6 月頃公布予定、H30. 4. 1 施行予定)

**（国民健康保険運営協議会の組織）**

- 第三条** 法第十一条第一項に規定する協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。
- 2 前項の委員のうち、被保険者を代表するもの、保険医又は保険薬剤師を代表するもの及び公益を代表するものは各同数とし、被用者保険等保険者を代表するものは当該数の半数以上かつ当該数以内とする。
- 3 法第十一条第二項に規定する協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。
- 4 市町村協議会は、被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。
- 5 都道府県協議会及び市町村協議会（以下「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

**（委員の任期）**

- 第四条** 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

**（会長）**

- 第五条** 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。
- 2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

## 附属機関設置条例（抄）

### 附 則

#### （国民健康保険運営協議会の設置）

- 4 国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議させるため、平成三十年三月三十一日までの間、知事の附属機関として国民健康保険運営協議会を置く。

#### （補則）

- 5 前項の国民健康保険運営協議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

---

## 委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（抄）

### 附 則

#### （国民健康保険運営協議会の委員の報酬及び費用弁償）

- 5 附属機関設置条例（昭和三十六年兵庫県条例第二十号）附則第四項の規定に基づき設置された国民健康保険運営協議会の委員の報酬の額は、次の表のとおりとする。

委員の区分	報酬の額	
会長	日額	15,500 円
委員	日額	12,500 円

- 6 前項の国民健康保険運営協議会の委員には、職務を行うために要する費用の弁償として、職員等の旅費に関する条例中八級の職務にある者相当額の旅費を支給する。
- 7 附則第五項の国民健康保険運営協議会の委員に係る報酬及び費用弁償の支給方法については、第四条、第五条、第七条から第九条まで及び第十一条並びに附則第四項の規定の例による。

# 国民健康保険運営協議会規則

(H29. 3. 23 公布、H29. 4. 1 施行)

## (趣旨)

**第一条** この規則は、国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

**第二条** 協議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号。以下「改正法」という。）附則第七条の規定による国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関すること。
- (2) 改正法附則第九条の規定による国民健康保険事業費納付金（改正法第四条の規定による改正後の国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第七十五条の七第一項に規定する国民健康保険事業費納付金をいう。）の算定に関すること。
- (3) 前二号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する重要事項

## (組織)

**第三条** 協議会は、委員十四人で組織する。

## (委員の委嘱)

**第四条** 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が委嘱する。

- (1) 国民健康保険の被保険者を代表する者
- (2) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十四条に規定する保険医又は保険薬剤師を代表する者
- (3) 公益を代表する者
- (4) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者を代表する者

## (委員の任期)

**第五条** 委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。

## (会長)

**第六条** 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

**第七条** 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(補則)

第八条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、協議会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(招集の特例)

2 この規則の施行の日以後最初に開かれる協議会は、第七条第一項の規定にかかわらず、知事が招集する。

(この規則の失効)

3 この規則は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。